

Doshisha University Faculty of Psychology Research Ethics Committee  
同志社大学心理学部研究倫理審査委員会規程（案）

2018年10月17日制定

2018年10月17日施行

（目的）

第1条 同志社大学心理学部における「人を対象とする研究」が、同志社大学研究倫理規準、同志社大学「人を対象とする研究」倫理規準および日本心理学会倫理規程の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行われるために必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の設置）

第2条 この規程の目的を達するため、同志社大学心理学部研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（研究者の責務）

第3条 心理学部（およびそれに準ずる部課）に所属する教員、研究員、学生は、「人を対象とする研究」を行う場合、研究計画に対して委員会の承認を得なければならない。

（委員会と任期）

第4条 委員会は、心理学部専任教員で構成する。任期は、その職の期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は心理学部長をもってあてる。

（議事）

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の3分の2以上の賛成により決する。

（審査の申請）

第7条 研究計画等の審査を申請する者（以下「申請者」という。）は、実験・調査実施および研究倫理審査申請書（別紙）（以下「申請書」という。）に指導教員を含む2名の委員に申請する。申請者が教員の場合には、他の1名の委員に申請する。委員の要請に応じて、研究に関係する資料の提出を求められることもある。

2 申請者となることができるのは、心理学部（およびそれに準ずる部課）に所属する教員、研究員、学生である。

（審査方法と審査結果）

第8条 審査の方法は書面審査とし、委員は申請書への署名をもって承認を行う。委員による審査又は承認をもって、委員会の審査又は承認とすることができる。

（事務）

第9条 委員会の事務は、心理学部実験準備室が行う。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、委員会及び心理学部教授会の審議を経て、学部長が決定する。

附則

この規程は、2018年10月17日から施行する。